

規制に係る政策評価の点検結果 (令和3年度分)

令和5年3月

総務省行政評価局

■ 規制の政策評価の点検の目的

- 各行政機関は、法律又は政令により規制を新設又は改廃する際、政策評価法（注）及び同法施行令において、事前評価を実施することが義務付けられている。
注）行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）
- 規制の政策評価は、①発生する効果や負担を予測することにより、規制の新設・改廃の可否や規制の具体的な内容・程度の検討に資すること、②国民や利害関係者に対して規制の必要性やあり得る影響について情報を提供し説明責任を果たすことを目的としており、各行政機関における適正な実施が確保されるよう、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が定められている。
- 本点検は、各府省における規制の政策評価の実施状況を把握するとともに、推奨事例の横展開による評価レベルの向上を図るとともに、更なる改善に向けた検討に資することを目的に実施するもの

- 各府省が令和3年度に実施した規制の政策評価は、事前評価105件、事後評価78件の計183件であり、これらについて、ガイドラインを踏まえ、規制の政策評価を行う際に重点的に取り組むべき以下の項目の実施状況を中心に点検（義務付け対象外の府令による規制1件を除く。）
 - ① 費用及び効果の金銭価値化・定量化が行われているか
 - ② EBPMの観点を踏まえたロジック（課題、課題の発生原因、非規制手段との比較等）が記載されているか
 - ③ 規制の検討段階等において事前評価（費用や効果など評価書の要素）が活用されているか
 - ④ 事前評価書への事後評価の実施時期及び指標が明示されているか

【点検項目①】事前評価における費用及び効果の定量化の状況

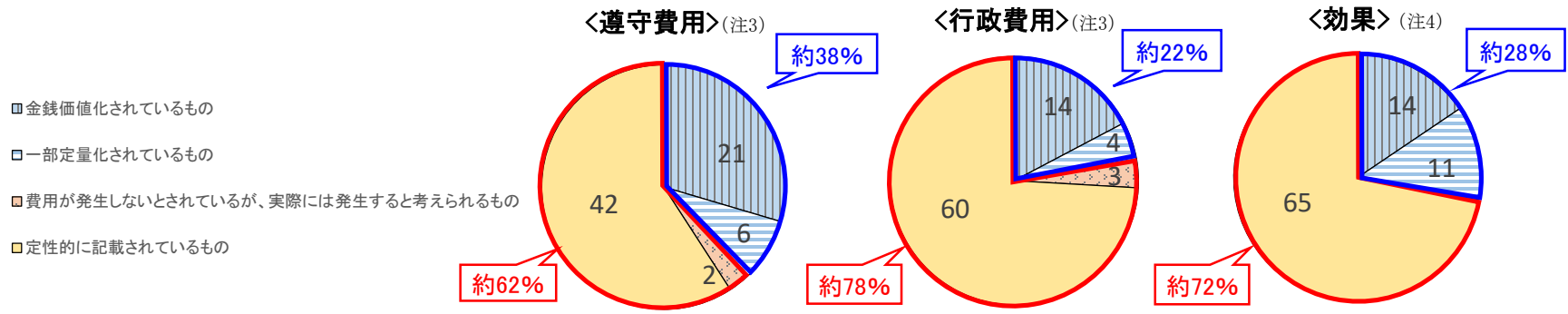
○ 規制を受ける側のコストである「**遵守費用**」については、ガイドラインにおいて「**少なくとも定量化する**」こととされているが、令和3年度の点検対象のうち、**遵守費用の金銭価値化又は定量化がされているもの(定量化率)は約38%と、伸び悩んでいる。**

注1) 定量化率は、費用が発生しないと記載されている又は影響の有無が記載されていないものうち、実際に発生しないと考えられるものを母数から除外して算出している(以下同じ)。

注2) 遵守費用の定量化率の推移:平成30年度約18%⇒令和元年度約40%⇒令和2年度約39%⇒令和3年度約38%

○ また、「**行政費用**」の定量化率は約22%、「**効果**」の定量化率は約28%と、いまだ低い水準にとどまっている。

○ 費用・効果の定量化がされていないものの中には、規制の対象者や対象物の規模、構造等が異なる、下位法令等の措置内容が決まらない又は規制の適用対象者が評価時点で不明である等として推計が困難とし、定性的に記載しているものが多くみられた。

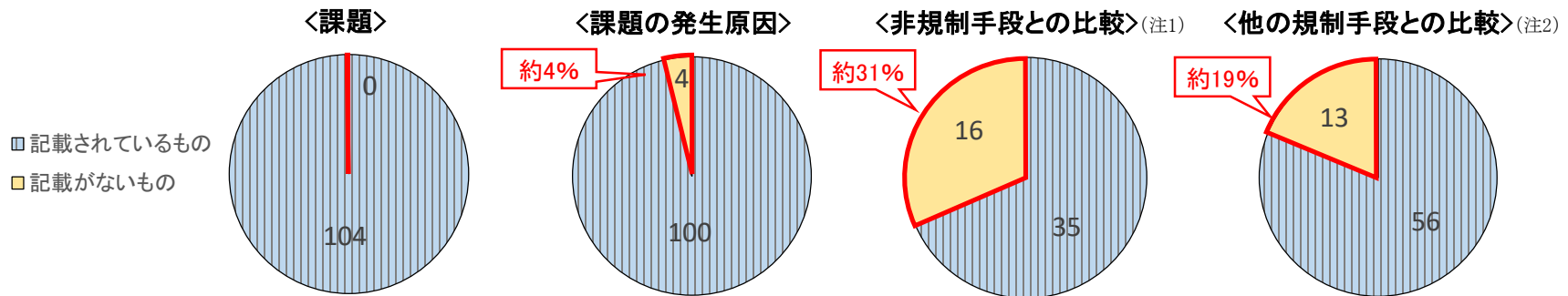


注3) 費用が発生しないこととされており、実際に発生しないと考えられるものは除外しているため、合計値が一致しない。
 注4) 簡素化案件は効果の記載が不要であるため、合計値が一致しない。

○ ガイドラインにおいては、事前評価における費用や効果の推計に関して、「**正確な推計を求めているのではなく、概算が分かる程度で十分**」、「**単一の推定値ではなく、幅を持って示すことも可能**」とされている。正確な推計が困難として定性的な記述にとどめるのではなく、一定の仮定を置いた推計や幅を持った数量(上位値や下位値の設定等)を用いて説明するよう指摘するとともに、工夫して費用・効果の定量化に努めている例を推奨事例として各府省に共有

【点検項目②】EBPMの観点を踏まえたロジックの説明に係る記載の状況

- EBPM(証拠に基づく政策立案)が重視されている状況を踏まえ、政策のよって立つ論理を明確に説明するために必要な「課題」、「課題の発生原因」、「非規制手段との比較」、「他の規制手段との比較」の記載状況について確認
- 政策目的を明確にするための「課題」や「課題の発生原因」については、ほとんどの評価書に記載がなされていたが、選択すべき手段や程度を検討するための「非規制手段との比較」、「他の規制手段との比較」の記載については、所要の記述がされていないものがいまだ一定数みられた。



注1) 緩和・廃止等の案件は、記載不要と考えられるものがあるほか、規制の内容や上位法令による下位法令への委任内容によっては有効な非規制手段が想定し難い場合を除外しているため、合計値が一致しない。
 注2) 簡素化案件のため代替案(他の規制手段との比較)の記載が不要である場合に加え、規制の内容や上位法令による下位法令への委任内容によっては有効な代替案が想定し難い場合を除外しているため、合計値が一致しない。

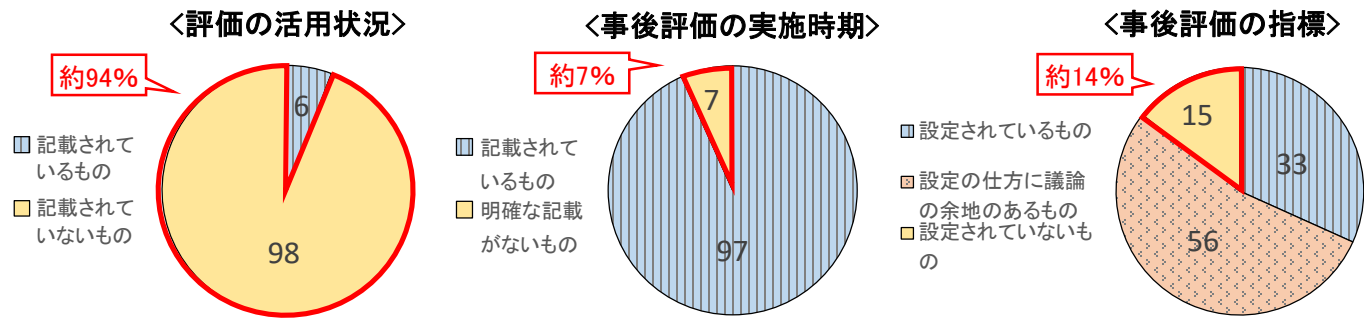
- 非規制手段(注3)及び他の規制手段(注4)によるメリットとデメリットなどを明らかにし、当該規制手段を選択することの妥当性を説明するよう指摘

注3) 補助金交付等による経済的手段、業界の自発的取組、行政指導、行政側の広報・啓発等
 注4) 規制をかける事業所の従業員規模を「300人以上」にする場合と「200人以上」にする場合による影響の違いや、「届出制」と「許可制」との違いなど

【点検項目③】規制の検討段階等における評価の活用状況

【点検項目④】事後評価の実施時期及び指標の明示状況

- 事前評価において、規制の検討段階等における「評価の活用状況」(費用や効果等に関する評価の活用状況)が記載されているものはほとんどなかった。
- また、「事後評価の実施時期」については、ほとんどの評価書に記載がなされていたが、事後評価時に使用する「指標」を明記していないもの、指標の設定の仕方に疑義があるものがいまだ一定数みられた。



- 審議会において事前評価書案を資料として配付し、規制の効果の推計データを議論に活用している例を推奨事例として各府省に共有
- 事前評価書において、事後評価時に使用する指標(効果だけでなく、発生した遵守費用や行政費用も把握可能な指標)を列挙し、把握する方法とともに明示するよう指摘

(参考) 規制に係る政策評価書の作成状況(各府省別・令和3年度)

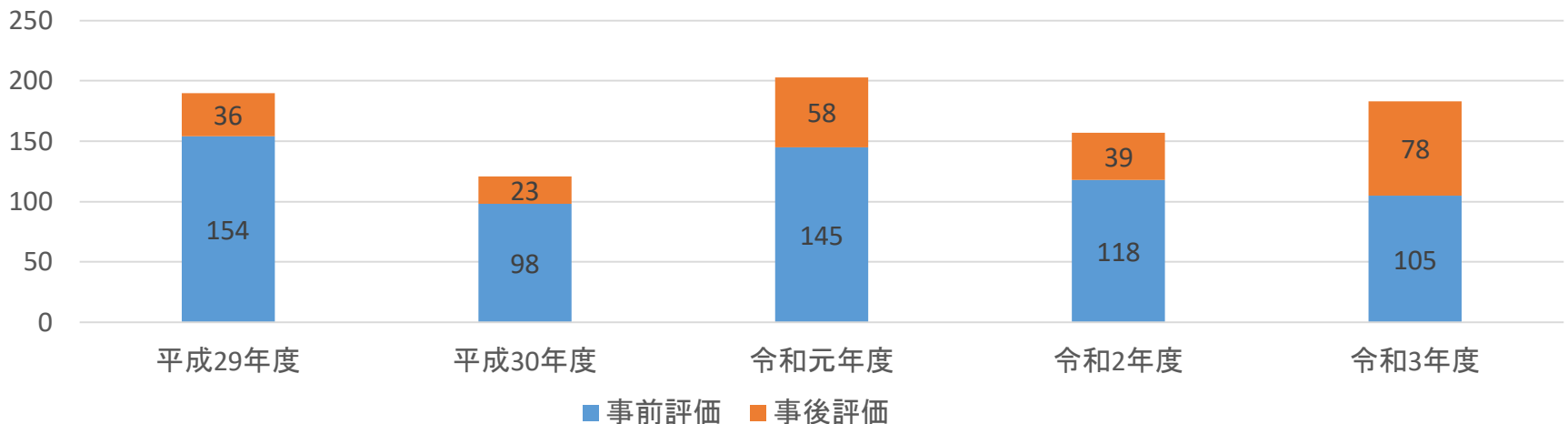
府省庁名	事前評価	事後評価	合計
国家公安委員会・警察庁	25	12	37
金融庁	5 (注2)	14	19
消費者庁	0	1	1
総務省	11	0	11
外務省	3	0	3
文部科学省	4	0	4
厚生労働省	10	1	11

府省庁名	事前評価	事後評価	合計
農林水産省	19	0	19
経済産業省	8	7	15
国土交通省	13	44	57
環境省	7	1	8

事前評価	事後評価	合計
105	78	183

注1) 複数省庁が共管している規制については、所管省庁それぞれにカウントしているため、合計値は一致しない。
 注2) 義務付け対象外の省令による規制1件を含む。

(参考) 規制に係る政策評価書の作成状況(推移)



(参考) 規制に係る政策評価書の点検結果(前年度分との比較)

(単位:件)

事前評価	項目	年度	金銭価値化されているもの(a)	一部定量化されているもの(b)	発生しないとされており、発生しないと考えられるもの(c)	発生しないとされているが、発生すると考えられるもの(d)	定性的に記載されているもの(e)	小計((c)を除く。)	計
	遵守費用 (特別な理由がない限り金銭価値化、少なくとも定量化)	令和3年度	21 (29.6%)	6 (8.5%)	33(-)	2 (2.8%)	42 (59.2%)	71 (100%)	104
		令和2年度	23 (27.7%)	9 (10.8%)	34(-)	9 (10.8%)	42 (50.6%)	83 (100%)	117
	行政費用 (可能な限り定量化又は金銭価値化)	令和3年度	14 (17.3%)	4 (4.9%)	23(-)	3 (3.7%)	60 (74.1%)	81 (100%)	104
		令和2年度	10 (10.0%)	5 (5.0%)	17(-)	15 (15.0%)	70 (70.0%)	100 (100%)	117
	効果(便益) (可能な限り定量的に推計)	令和3年度	14 (15.6%)	11 (12.2%)	0(-)	0 (0.0%)	65 (72.2%)	90 (100%)	90
		令和2年度	14 (13.1%)	5 (4.7%)	0(-)	0 (0.0%)	88 (82.2%)	107 (100%)	107
	評価の活用状況	年度	記載されているもの			記載されていないもの			計
		令和3年度	6(5.8%)			98(94.2%)			104
		令和2年度	0(0.0%)			117(100.0%)			117
事後評価の実施時期	年度	記載されているもの			明確な記載がないもの			計	
	令和3年度	97(93.3%)			7(6.7%)			104	
	令和2年度	115(98.3%)			2(1.7%)			117	
事後評価の指標	年度	設定されているもの		設定の仕方に議論の余地のあるもの		設定されていないもの		計	
	令和3年度	33(31.7%)		56(53.8%)		15(14.4%)		104	
	令和2年度	35(29.9%)		71(60.7%)		11(9.4%)		117	

事後評価	項目	年度	金銭価値化されているもの(a)	一部定量化されているもの(b)	発生しないとされており、発生しないと考えられるもの(c)	発生しないとされているが、発生すると考えられるもの(d)	定性的に記載されているもの(e)	小計((c)を除く)	計
	遵守費用 (特別な理由がない限り金銭価値化、少なくとも定量化)	令和3年度	14 (29.2%)	11 (22.9%)	30(-)	5 (10.4%)	18 (37.5%)	48 (100%)	78
		令和2年度	5 (27.8%)	4 (22.2%)	21(-)	1 (5.6%)	8 (44.4%)	18 (100%)	39
	行政費用 (可能な限り定量化又は金銭価値化)	令和3年度	12 (20.0%)	2 (3.3%)	18(-)	16 (26.7%)	30 (50.0%)	60 (100%)	78
		令和2年度	1 (4.8%)	4 (19.0%)	18(-)	3 (14.3%)	13 (61.9%)	21 (100%)	39
	効果(便益) (可能な限り定量的に推計)	令和3年度	8 (11.6%)	28 (40.6%)	1(-)	0 (0.0%)	33 (47.8%)	69 (100%)	70
令和2年度		4 (10.8%)	9 (24.3%)	1(-)	0 (0.0%)	24 (64.9%)	37 (100%)	38	

注1) 効果については、簡素化案件では記載が不要であるため、合計値が一致しない。

注2) 定量化率は、費用が発生しないと記載されている又は影響の有無が記載されていないものうち、実際に発生しないと考えられるものを母数から除外して算出している。

費用及び効果の金銭価値化・定量化がなされている事例①

規制名：JAS規格の対象への有機酒類の追加

府省名：農林水産省

法令名：農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案のうち日本農林規格等に関する法律

規制区分：拡充

【課題】

農林水産物・食品の輸出の更なる促進に向けて、特に、海外市場におけるニーズが高い有機農産物等について同等性交渉を更に進めていく必要があるが、米国・EU等において関心が高く、輸出による市場拡大の可能性のある有機酒類は、現状ではJAS法の対象外であり、有機同等性の承認を活用した輸出を行うことができない。

【発生原因】

国内で生産された有機酒類を、有機表示の規制を行っている国に対して「有機」等と表示して輸出・販売するには、事業者は当該輸出相手国の認証を別途取得しなければならず、事業者の負担となるとともに、有機同等性を活用した有機酒類の輸出拡大が見込めない状況となっている。

【規制内容の比較】

[ベースラインとの比較]

引き続き、現行の「酒類における有機の表示基準」（平成12年12月26日国税庁告示第7号）に基づき酒類の有機表示を行う手段も考えられるが、当該制度は第三者による認証の制度ではないこと等の理由から、諸外国から同等性の承認を得ることが困難となっている。

[規制内容の度合いの比較]

JAS規格の対象について、同等性を活用して輸出される有機酒類のみに絞った場合と仮定すると、事業者にとって生産・流通・販売の全ての過程において、国内流通向け又は輸出向けの商品の区別を明確に行うことが必要となり、事業者の負担の増加が見込まれる。また、事業者の販売した商品が流通の過程で第三者によって輸出される場合もある中、販売後の商品の流通先の把握・管理を事業者の責任とすることは過度の負担となる。

規制案の内容 JAS規格の対象に有機酒類を追加し、「有機」の名称表示にあたり有機JAS認証の取得を必要とする。

【費用(総額):約9,800万円】

<遵守費用>

○ 製造事業者が認証に要する5年間分の累計費用：約6,400万円

- ・ 初年度単価(認証手数料+講習会費用):約20万円(約16万円+約4万円)
- ・ 2年目以降の単価(認証継続手数料):13万円
- ・ 毎年一定の割合(28事業者/年)で認証を取得する事業者が増加すると仮定

○ 輸入事業者が認証に要する5年間分の累計費用：約2,200万円

- ・ 初年度:約600万円=約30事業者×約20万円
- ・ 2年目以降(1年あたり):約400万円=約30事業者×約13万円

<行政費用>

○ JAS制度に関する職員研修：約1,200万円

- ・ 行政機関の職員の時間単価:約2,800円
- ・ 受講する職員数:約1,100名
- ・ 研修に要する時間:約4時間

【主な便益(総額):約2億9,100万円】

○ 年次調査に係る費用：

約1,500万円=約30事業者×約10万円×5年間

- ・ 軽減費用:約10万円/年=約40万円/年(外国格付の認証の場合の費用)
- 約30万円/年(有機JAS認証の年次調査に係る費用)

○ 輸出額の増加分：2億7,600万円

- ・ 毎年一定の割合(1,840万円/年)輸出額が増加すると仮定し累計
※ 1年目は1,840万円、2年目は1,840万円×2・・・5年目は1,840万円×5と増加すると仮定し1～5年目を累計する。

<間接的影響>

- ・ 輸出向けの有機酒類の製造に取り組む事業者が増え、有機酒類全体の製造量が増えることで、国内市場に流通する有機酒類の量も増えることが期待される。日本国内においても有機食品の需要は高まっていることから、有機酒類の生産量及び流通量が増えることは、消費者にとっても選択肢が増え、消費者の利益に繋がるものと期待される。

効果を費用を上回ることを定量的に説明

【規制(改正)案の確定】

令和4年3月4日閣議決定
令和4年10月1日施行

【事後評価】

実施時期：法施行後5年を目途として事後評価を実施する。

指 標：同等性を活用した有機酒類の輸出量、有機酒類について同等性を承認された国数、外国格付の表示に係る認証事業者数

費用及び効果の金銭価値化・定量化がなされている事例②

規制名：立入権限の拡充、輸入品等の対策強化及び要緊急対処特定外来生物に係る対策の創設	府省名：環境省
法令名：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	規制区分：拡充

【課題】

[立入権限の拡充]

特定外来生物は、民有地、農地、港湾など、様々な場所に生息する。その土地の性質上、特定外来生物の調査等のために立入りをする際に、同意を得られない場合や、緊急を要するにもかかわらず調整に時間を要する場合があります。これらが迅速な防除の課題となっている。

[輸入品等の対策強化及び要緊急対処特定外来生物に係る対策の創設]

ヒアリ類については、国内に定着すれば生態系のみならず人の生命や身体への重大な損害を与えるおそれがある。また、ヒアリの女王アリは繁殖スピードが高く、拡散やまん延を防ぐための対策が急務となっている。

【発生原因】

[立入権限の拡充]

現行法上の立入規定においては、あくまで防除のための立入りしか規定がなく、防除の前段階の生息調査等のための立入権限に係る規定が存在しない。

[輸入品等の対策強化及び要緊急対処特定外来生物に係る対策の創設]

海外から輸入される貨物やそのコンテナに付着して非意図的に侵入するものであるため、従来の外来生物法による輸入禁止（通関時の種類等の確認）では対応が難しく、現行法の水際における検査規定では、当該輸入品の周辺や通関後においては検査や発見時の対応ができない状況であり、これが拡散やまん延のリスクを広げている。

【非規制手段との比較】

[立入権限の拡充]

例えば立入りに同意した場合の経済的優遇などが考えられるが、これらの措置には即効性がなく、緊急的に立ち入りして特定外来生物の生息状況を確認する場面などでは効果が乏しい。

[輸入品等の対策強化及び要緊急対処特定外来生物に係る対策の創設]

ヒアリ対策を行う事業者を経済的、制度的に優遇することが考えられるが、即効性に欠けることや、すべての関連事業者の網羅的な取組を確保できないため対策の穴が生じてしまう。

また、これまで任意での協力に頼ってきたものの、任意での検査や移動停止に応じてもらえない事案があり、任意の取組を続けてもこれらの事案による拡散リスクを防止できない。

【規制内容の度合いの比較】

[立入権限の拡充]

立入検査の主体を国及び地方公共団体のみにする選択が考えられるが、離島や同時多発的な発生事案に対応することが困難であることに加え、定着リスクが高まり便益が減少する。

[輸入品等の対策強化及び要緊急対処特定外来生物に係る対策の創設]

要緊急対処特定外来生物が存在しているおそれのある物品については国内への上陸を禁止する選択が考えられるが、ヒアリはあらゆる種類の貨物に付着するおそれがあるため対象が広くなりすぎてしまう。これら全ての貨物を対象とすることは非現実的であり、制度に実対応が追いつかず、定着リスクが高まり便益が減少する。



[立入権限の拡充]

主務大臣及び地方公共団体の長並びにこれらの委任を受けた事業者は、特定外来生物の防除の必要性の判断のための調査の目的で、他人の土地等へ立入り、調査を行えることとする。

[輸入品等の対策強化及び要緊急対処特定外来生物に係る対策の創設]

- ・ 物品の輸入時における検査対象に、特定外来生物又は未判定外来生物が存在しているおそれのある土地及び施設を追加するとともに、消毒・廃棄命令の対象を拡大する。
- ・ 特定外来生物のうち、まん延した場合に著しく重大な生態系等に係る被害を生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該生物を発見した場合において検査、防除その他拡散防止のための措置を緊急に行う必要があるものを要緊急対処特定外来生物（現時点ではヒアリ及びその近縁種を想定。）として政令で指定できることとする。
- ・ 主務大臣は、要緊急対処特定外来生物が存在しているおそれのある物品、土地、施設等の検査及び関係事業者等に対する報告徴収並びに当該要緊急対処特定外来生物が存在している物品、土地、施設等の消毒命令等を行えることとする。また、当該検査中の物品又は移動施設の移動禁止命令を行えることとする。主務大臣及び国土交通大臣は、物品の輸入に伴う要緊急対処特定外来生物のまん延の防止のための事業者の対処指針を策定するものとし、事業者に対して当該指針に係る取組に関する報告徴収、勧告、命令等を行えることとする。

規制案の内容

費用及び効果の金銭価値化・定量化がなされている事例②(続き)

規制名：立入権限の拡充、輸入品等の対策強化及び要緊急対処特定外来生物に係る対策の創設

府省名：環境省

法令名：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

規制区分：拡充

【費用(総額):約1.4億円】

<遵守費用>

[立入権限の拡充]

<立入り等の際に実施者が負担する年間費用>

- 約5.8万円=単価2,900円×2人×1時間×10件

[輸入品等の対策強化及び要緊急対処特定外来生物に係る対策の創設]

<要緊急対処特定外来生物存在時の消毒又は廃棄に要する年間費用最高額>

- 約1,190万円=70万円×17件

- ・ 1回の消毒費用の標準費用最高額:70万円
- ・ ヒアリ発見件数年平均:17件

<発生事案及び指針の報告徴収に係る年間費用>

[発生事案]

- 約10万円=単価約2,900円×2人×1時間×17件

[指針]

- 約10万円(上記と同程度)

<ヒアリ混入未然防止に係る年間費用>

- 約1億3,035万円=15円×869万個

- ・ 消毒1回:15円(ワンプッシュ消毒の場合)
- ・ コンテナの輸入量(2020):869万個

<行政費用>

[立入権限の拡充]

<他人の土地等へ立入り、調査を実施するための年間費用>

- 約5.2万円=単価2,600円×2人×1時間×10件

[輸入品等の対策強化及び要緊急対処特定外来生物に係る対策の創設]

<報告徴収のための年間費用>

- 約9万円=単価2,600円×2人×1時間×17件

【便益(総額):約6,567億円】

<ヒアリの定着を防ぐことにより削減される、定着初期段階での根絶のための年間費用>

- 6億8,300万円

- ・ ヒアリの定着初期での対策により根絶に唯一成功したニュージーランドの防除費用(年間6億8,300万円)を参考に推計

<ヒアリが日本全土に完全に定着した場合に見込まれる年間被害額>

- 6,560億円=5,200円×1.26億人

- ・ ヒアリが完全に定着している米国テキサス州の人口1人当たりの年間被害額:約5,200円(1,510億円/約2,900万人)
- ・ 日本の人口:1.26億人

<間接的影響>

- ・ ヒアリ類への規制強化による検査技術の向上
- ・ 各事業者でのヒアリ類混入防止の取組の促進



※ 費用、便益の各数値はいずれも関連データ等を元にした推計によるもの

効果
定量的に説明
費用を上回ることを

【規制(改正)案の確定】

令和4年3月1日閣議決定
令和4年7月1日施行

【事後評価】

実施時期：施行から5年経過後に事後評価を実施する。
指 標：ヒアリ類混入防止のための対策費用、ヒアリ類の定着確認の有無

個別推奨事例

【事前評価】

- 遵守費用が金銭価値化・定量化されている事例……………P11
- 行政費用が金銭価値化・定量化されている事例……………P13
- 効果が金銭価値化・定量化されている事例……………P15
- 規制の検討段階等で評価書が活用されている事例……………P17

【事後評価】

- 遵守費用が実績値により金銭価値化・定量化されている事例……………P18
- 行政費用が実績値により金銭価値化・定量化されている事例……………P21
- 効果が実績値により金銭価値化・定量化されている事例……………P23

【事前評価】 遵守費用が金銭価値化・定量化されている事例

① 総務省：資料の提出に関する制度の整備（拡充） （放送法施行令の一部を改正する政令案）

○ 規制の概要

総務大臣が認定基幹放送事業者又は認定放送持株会社に対し資料の提出を求めることができる事項として次に掲げる事項を定めることとする。

- ① 日本の国籍を有しない者、外国政府又はその代表者、及び外国の法人又は団体（認定基幹放送事業者の場合のみ）がその特定役員（※1）でないことの確認に関する事項
- ② 外国法人等（※2）がその議決権に占める割合に関する事項

※1 法人又は団体の業務の執行に対し相当程度の影響力を有する者として総務省令で定める者

※2 地上基幹放送事業者及び認定放送持株会社の場合は外国法人等の出資を受ける日本法人を含む。

費用要素	算定方法
資料の作成・提出に係る費用	$15,404,040円 = 302,040円 \times 51社$ <ul style="list-style-type: none"> ・ 1社あたりの平均的な費用：302,040円 = 2,517円（担当者の時給）× 20時間（作業に要する時間）× 3人（実際に作業を行うと考えられる人数）× 2回（総務大臣からの求めが年2回あると仮定） ・ 認定基幹放送事業者及び認定放送事業者の数：51社

※ 一律に示すことは困難としつつ、一定の仮定を置いて試算し、遵守費用の規模感を示している。

② 総務省：基幹放送事業者の基幹放送の業務等の休止又は廃止の公表に関する制度の整備（新設） （電波法及び放送法の一部を改正する法律案）

○ 規制の概要

公衆が、基幹放送の業務等の休廃止をあらかじめ把握することができるよう、有料放送事業者以外の基幹放送事業者に対し、当該休廃止を公表する義務を課すこととする。

費用要素	算定方法
公表作業に係る人件費	$11,768円 = 2,942円 \times 2時間 \times 1人 \times 2者$ <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者の時給：2,942円 = 4,957千円（民間給与実態統計調査（国税庁、令和2年）の平均給与額（年間、正規））÷ 1,685時間（労働統計要覧（厚生労働省、令和2年度）の年間総労働時間（実労働時間数）事業所規模30人以上） ・ 作業に要する時間：2時間 ・ 実際に作業を行うと考えられる人数：1人 ・ 休廃止見込み社数：年2者（令和2年度の廃止件数2者を基に仮定）

※ 一律に示すことは困難としつつ、一定の仮定を置いて試算し、遵守費用の規模感を示している。

【事前評価】 遵守費用が金銭価値化・定量化されている事例(続き)

③ 厚生労働省：毒物及び劇物指定令の一部改正（拡充・緩和） （毒物及び劇物指定令）

○ 規制の概要

劇物への指定、劇物からの除外を以下のとおり行う。

① 次に掲げる物を新たに「劇物」に指定

- 4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く。

② 次に掲げる物を「毒物」から「劇物」に指定

- [(2-カルボキシラトフェニル) チオ] (エチル) 水銀ナトリウム0.1%以下を含有する製剤
- 2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル= (Z) - (1RS, 3RS) -3- (2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル) -2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルトリン) 1.5%以下を含有する製剤

③ 次に掲げる物について、既に有機シアン化合物及びこれを含有する製剤として指定されている「劇物」から除外

- 1, 2-ジ (2- {4- [2- (2-メチルプロポキシ) カルボニル-2-シアノエテニル] フェニルチオ} エトキシ) エタン及びこれを含有する製剤

費用要素	算定方法
施設の設定整備や盗難、流出等を防止する措置に要する費用	$700\text{万円} = 10\text{万円} \times 70\text{件}$ <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒劇物保管専用の棚代：約10万円 ・ 新たに購入が必要な業者：約70件（製造業、輸入業、販売業の総数（約7万件）の0.1%と仮定※）

※ 製造・輸入業の登録数が経年的に横ばいか減少傾向である。このため毒劇物の新規指定に伴い新たに事業者の登録が増加するのではなく、既存の登録者のうち一定数が新たに設備整備を行うという前提で、総数に占める割合を仮定して推計

【事前評価】行政費用が金銭価値化・定量化されている事例

④ 総務省：外資規制の廃止（緩和） （電波法及び放送法の一部を改正する法律案）

- 規制の概要
 放送法及び電波法に規定する放送事業者（※1）に係る欠格事由（外資規制）のうち、間接出資規制を、衛星基幹放送等と同様に、コミュニティ放送（※2）を行う者について適用対象外とする。
 ※1 特定地上基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者及び認定基幹放送事業者のことをいう。
 ※2 超短波放送による地上基幹放送のうち、一の市町村の全部若しくは一部の区域又はこれに準ずる区域として総務省令で定めるものにおいて受信されることを目的として行われるものをいう。

費用要素	算定方法
本規制緩和を受け、新たにコミュニティ放送を行おうとする者が認定等を受けるために必要な申請等をした場合に発生する費用	$131,840円 = 3,296円 \times 20時間 \times 2人 \times 1者$ <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者の時給：3,296円 = 6,642,000円（令和2年の行政職俸給表（一）における年間給与（人事院）） ÷ 2,015時間（7.75時間 × 5日 × 52週） ・ 審査に要する時間：1社あたり20時間 ・ 担当者の人数：2人 ・ 本遵守事項の削減を受けて見込まれるコミュニティ放送の新規開設数：年1者

⑤ 国土交通省：無料船員職業紹介事業者の欠格事由の整備（船員職業安定法施行令第2条）（新設） （海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案）

- 規制の概要
 無料船員職業紹介事業の許可に関する欠格事由となる労働関係法令を規定することにより、労働関係法律違反者等の事業運営において不適切な者の参入を防止するもの。

費用要素	算定方法
事業許可申請者が当該欠格事由に該当するか否かについて警察署等への確認等の事務	$約14,400円 = 約1,800円 \times 1人 \times 1時間 \times 約8件$ <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該業務の時給：約1,800円（国家公務員の給与（令和2年版）の3級職員（30号俸）の俸給277,200円 ÷（7時間 × 22日） ≈ 1,799円） ・ 年間見込件数：約8件（直近5ヶ年度（H28～R2）の事業許可申請件数38件の平均値）

【事前評価】行政費用が金銭価値化・定量化されている事例(続き)

⑥ 環境省：特別保護地区及び特別地域内の行為規制の項目の拡充（拡充） （自然公園法施行令の一部を改正する政令案）

○ 規制の概要

国立公園等の特別地域及び特別保護地区における許可を要する行為として、環境大臣が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであって、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用する行為を、追加することとする。

費用要素	算定方法
規制に係る事務費用（規制対象とする道路の選定のための調査や関係機関等との調整、当該規制対象行為に係る許可申請があった場合の許可等の事務を行う費用）及び、普及啓発に係る費用（行政機関のホームページへの掲載、国立公園等のビジターセンターや観光案内所における掲示や資料配布等に係る費用）	約94万円＝17,100円×55人日 【規制に係る事務費用】 ・1人日：約17,100円 ・作業量：年間50人日程度 【普及啓発に係る費用】 ・1人日：約17,100円 ・作業量：年間5人日程度

⑦ 環境省：特定施設の規制対象要件緩和（緩和） （騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令案）

○ 規制の概要

発生する騒音、振動の大きさが一定以下のコンプレッサーについては、それぞれ騒音規制法、振動規制法の規制対象から除外する規定を新たに設けることとする。

費用要素	算定方法
環境省における審査に要する負担	13万円＝10機種×5時間×2,600円 ・審査対象となるコンプレッサー：10機種と仮定 ・作業時間：1機種につき、5時間の審査を要するものと仮定 ・人件費：2,600円＝5,388,270円（地方交付税関係参考資料（令和3年度）の2職員給与費単価（一般職員分）の道府県分の職員Bの単価）÷（8時間×5日×52週）

【事前評価】効果が金銭価値化・定量化されている事例

⑧ 警察庁：免許情報記録個人番号カードのみ有する者であって一定の措置を講じたものに対する本籍等の変更届出義務の免除（緩和）
（道路交通法の一部を改正する法律案）

○ 規制の概要

免許情報記録個人番号カード（特定免許情報（本改正により現に免許を受けている者の申請に基づき個人番号カードに記録することとなる免許に係る情報をいう。）が記録された個人番号カードをいう。）を有する者であって、公安委員会が本籍等に係る最新の情報を入手するための措置を講じているものについては、本籍等の変更届出義務を免除する。

効果要素	算定方法
住民票の写しの窓口での請求に係る手数料額の削減	$724,231,800円 = 300円 \times 2,414,106件$ <ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し等に要する手数料は条例で定められており、市区町村により異なるが例えば、横浜市や大阪市等における住民票の写しの窓口での請求に係る手数料額（300円）を基に、全ての手続において住民票の写しが提出されたものとして算定 令和2年中における運転免許証の記載事項変更の届出件数：2,414,106件

⑨ 農林水産省：活性化計画に記載された事業のため行う転用許可及び開発許可を不要とする特例の設定（緩和）
（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案）

○ 規制の概要

- (1) 活性化計画に記載される事業の実施のための転用許可の不要（農地法第4条関係）
- (2) 活性化計画に記載される事業の実施前段階での開発許可不要（農振法第15条の2関係）

効果要素	算定方法
農地転用許可等の申請に係る費用の削減	$100万円 = 5万円 \times 20件$ <ul style="list-style-type: none"> 1件当たりの費用：約5万円（申請に当たり行政書士に委託する場合） ※ 日本行政書士連合会「令和2年行政書士報酬額調査」における農地法第4条許可申請の最頻値 活性化計画の年間見込件数：約20件 ※ 年平均25件（直近5か年（平成29年度から令和3年度まで）で採択された活性化計画の実績）のうち、8割が農地転用を伴うと仮定したもの

【事前評価】効果が金銭価値化・定量化されている事例(続き)

⑩ 農林水産省：地域計画の特例に係る制度の新設（新設） （農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案）

○ 規制の概要

農業委員会又は農用地区域内の農用地等の所有者等は、機構及び所有者等の3分の2以上の同意を得て、市町村に対し、全部又は一部の対象区域内の農用地等について当該農用地等の所有者等から利用権の設定等を受ける者を機構とする旨を地域計画に定めることを提案できる。提案を受けて定めた地域計画（有効期間付）の対象区域内の農用地等の所有者等は、一定期間、機構以外の者に利用権の設定等を行ってはならない。

効果要素	算定方法
農業所得の向上	<p>1経営体当たりの農業所得の向上：2,920千円程度\div7,100千円$-$4,180千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主業1経営体当たりの農業所得：4,180千円（令和元年度営農類型別経営統計） ・10a当たりの作業時間は、圃場の集約化が進む（圃場間移動が少なくなる）ことで10%、整形化で8%、大区画化で20%減少し、これを組み合わせることで約40%の省力化が可能となる。（農研機構「農地集約化支援ガイドブック2020年版」） <p>その結果生産性が約1.7倍となり、4,180千円\times1.7\div7,100千円に農業所得が向上すると考えられる。</p>

【事前評価】規制の検討段階等で評価書が活用されている事例

⑪ 経済産業省：長期使用製品安全点検制度（緩和） （消費生活用製品安全法施行令）

○ 規制の概要

経年劣化事故発生率が1ppmを下回る製品については、社会的に許容できるリスクの製品という扱いであり、その様な製品の事故を予防するために、特定保守製品として法令で定める点検を続けることは、所有者やメーカーに過剰な負担を課している状況であり、特定保守製品の指定から外す検討が必要である。

評価の活用状況

消費経済審議会製品安全部会（令和2年6月30日）において、1ppmを下回る製品を特定保守製品の指定から外すことの検討のため、事前評価書（案）を配布し、本規制の効果（便益）の推計である

(1) 所有者が直接負担する点検費用7.2億円

(2) メーカーによる点検体制を維持するための実施費用18.1億円/年のデータを議論に活用した。

【事後評価】 遵守費用が実績値により金銭価値化・定量化されている事例

⑫ 警察庁：年少射撃資格者の年齢要件の緩和（緩和） （銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成26年法律第131号））

○ 規制の概要

年少射撃資格者の下限年齢を10歳に引き下げるとともに、年少射撃資格の失効する年齢を19歳に引き上げることとする。

費用要素	算定方法
年少射撃資格の認定等に要する費用	単価：9,600円（認定の申請に対する費用） 9,800円（認定のための講習会の費用） 対象数：15人（令和2年末現在、本規制緩和に係る年少射撃資格者として認定を受けた者の数）

⑬ 消費者庁：不当景品類及び不当表示防止法への課徴金制度の導入（拡充） （不当景品類及び不当表示防止法）

○ 規制の概要

不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

費用要素	算定方法																		
① 課徴金額の算定基礎額の正確性を検証するための調査に事業者が応じるための費用	① 算出方法：3万4,800円×課徴金納付命令件数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用(円)</td> <td>3万4,800</td> <td>66万1,200</td> <td>69万6,000</td> <td>59万1,600</td> <td>52万2,000</td> <td>250万5,600</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 調査に応じるために必要な1件当たりの費用：3万4,800円＝約2,900円（1時間当たりの労働費用）×3名（1件当たりの平均対応人数）×4時間（1件当たりの平均所要時間） 労働費用：約2,900円＝495万7,000円（平均給与額）÷1,685時間（年間総労働時間）（出典）民間給与実態統計調査（国税庁）、労働統計要覧（厚生労働省） 		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	合計	費用(円)	3万4,800	66万1,200	69万6,000	59万1,600	52万2,000	250万5,600				
	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	合計													
費用(円)	3万4,800	66万1,200	69万6,000	59万1,600	52万2,000	250万5,600													
② 被害回復制度を利用するに当たっての費用	② 過去5年間において当該制度を利用した事業者数は以下のとおりであり、当該制度の利用に当たって新たに生じた費用につき定量化を行うと、5年間で約4億円、年平均約8,000万円である。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>2件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 当該制度の利用に当たって生じた費用の算出方法：返金措置の利用により課徴金が減額された額の合計額（事業者は、当該制度の利用に必要な費用と課徴金の減額幅を比較検討して同費用が同減額幅を超えない場合に当該制度の利用を行ったと考えられることから、当該制度の利用に当たって生じた費用は、多くとも課徴金が減額された額と同額と仮定できることから、当該制度の利用によって課徴金が減額された合計額を準用した。） 		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	件数	2件	1件	0件	0件	1件						
	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度														
件数	2件	1件	0件	0件	1件														
③ 本規制による行政庁への直接的な金銭支払い	③ 過去5年間の課徴金納付命令件数及び課徴金額は以下のとおりであり、本規制による直接的な金銭支払い額は、5年間合計30億2,258万円、年平均6億452万円である。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数(件)</td> <td>1</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>17</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>課徴金額(円)</td> <td>4億8,507万</td> <td>3億9,153万</td> <td>5億801万</td> <td>4億6,559万</td> <td>11億7,238万</td> </tr> </tbody> </table>		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	件数(件)	1	19	20	17	15	課徴金額(円)	4億8,507万	3億9,153万	5億801万	4億6,559万	11億7,238万
	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度														
件数(件)	1	19	20	17	15														
課徴金額(円)	4億8,507万	3億9,153万	5億801万	4億6,559万	11億7,238万														

【事後評価】 遵守費用が実績値により金銭価値化・定量化されている事例

(続き)

- ⑭ 厚生労働省、経済産業省及び環境省
 : 製造、輸入、使用を制限する化学物質及び輸入を禁止する製品の指定 (拡充)
 (化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令)

○ 規制の概要

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約において、難分解性、生物蓄積性及び長期毒性があり、人の健康や環境に不可逆的な悪影響を与える可能性があるとして、その製造、輸入及び使用等を原則禁止されている物質 (廃絶対象物質) であるデカブロモジフェニルエーテル、短鎖塩素化パラフィン及びP F O S又はその塩を第一種特定化学物質に指定する。

費用要素	算定方法
輸入禁止製品に当該物質が使用されていないことの確認に伴う費用	$34,800円 = 2,900円 \times 1人 \times 1時間 \times 12回$ <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人の担当者が1回の確認に要する単価：約2,900円 = 5,034千円 (民間給与実態統計調査(国税庁、令和元年(概要))の平均給与額(年間)) ÷ 1,734時間 (労働統計要覧(厚生労働省) 毎月勤労統計調査、令和元年における年間総労働時間(実労働時間数) 事業所規模30人以上) ・ 1人の担当者が1回の確認に要する時間：1時間 ・ 年間輸入件数：12回 (毎月1回と仮定)

- ⑮ 国土交通省：許可の更新制の導入 (道路運送法第8条) (新設)
 (道路運送法の一部を改正する法律(平成28年法律第100号))

○ 規制の概要

貸切バス事業者の事業遂行能力を5年ごとにチェックし、安全コストをまかないながら事業を遂行する能力がない事業者は退出させるという観点から、貸切バス事業の許可について更新制を導入する。

費用要素	算定方法
許可の更新申請に要する費用	$単価：480,960円 = 2,672円 \times 180時間 \times 1人$ 対象数：3,231者 (許可の更新制の導入以降、令和3年3月31日時点までに更新期限を迎えた者の数) <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者の時給：2,672円 ÷ 4,631,000円 (年間平均給与額(事業所規模30人以上)) ÷ 1,733時間 (年間総実労働時間(事業所規模30人以上)) ※ 平均給与額については、国税庁「民間給与実態統計調査」(令和元年)、年間総実労働時間については、厚生労働省「労働統計要覧」(令和元年)による。

【事後評価】 遵守費用が実績値により金銭価値化・定量化されている事例

(続き)

⑯ 国土交通省：住宅宿泊事業に係る届出制度の創設（住宅宿泊事業法第2章関係）（新設） （住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号））

○ 規制の概要

- 住宅宿泊事業（住宅において年間180日以内で実施される宿泊営業）を営もうとする者について、都道府県知事等への届出制度を創設することとする。
- 都道府県等が条例により、住宅宿泊事業を実施する期間を制限できることとする。
- 住宅宿泊事業の適正な運営のための措置として、住宅宿泊事業者に対して、宿泊者の衛生の確保、宿泊者の安全の確保、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保、宿泊者名簿の備付け、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明、苦情等の処理、住宅宿泊管理業務の委託、宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託、標識の掲示、都道府県知事等への定期報告の義務を課すこととする。
- 住宅宿泊事業者に対して、都道府県知事等が、業務改善及び業務停止の命令、報告徴収及び立入検査の権限を持つこととする。

費用要素	算定方法
① 住宅宿泊事業の届出に係る費用	① 約1.4億円=5,034円×28,635件 ・届出書作成、各種必要書類の準備及び提出に要する人件費：5,034円=2,517円※×2時間×1人 ※ 担当者の時給：2,517円÷4,364,000円（平均給与額（年間））÷1,734時間（年間総労働時間（事業所規模30人以上）） （平均給与額については、国税庁「民間給与実態統計調査」（令和元年）、年間総労働時間については、厚生労働省「労働統計要覧」（令和元年）による。以下同じ。） ・法施行後の平成30年6月15日から令和2年度末までの期間で提出された届出件数：28,635件
② 周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関する必要な事項の説明に要する費用	② 単価：2,517円=2,517円×1時間×1人 ・担当者の時給：2,517円÷4,364,000円（平均給与額（年間））÷1,734時間（年間総労働時間（事業所規模30人以上））
③ 都道府県知事への定期報告に要する費用	③ 約12.4億円=5,034円×245,819件 ・報告書類作成に要する人件費：5,034円=2,517円※×2時間×1人 ※ 担当者の時給：2,517円÷4,364,000円（平均給与額（年間））÷1,734時間（年間総労働時間（事業所規模30人以上）） ・法施行後の平成30年6月15日から令和2年度末までにおける定期報告の件数：245,819件

【事後評価】行政費用が実績値により金銭価値化・定量化されている事例

⑰ 消費者庁：不当景品類及び不当表示防止法への課徴金制度の導入（拡充） （不当景品類及び不当表示防止法）

○ 規制の概要

不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

費用要素	算定方法						
① 課徴金額の算定基礎額の正確性を検証するための調査にかかる費用	① 算出方法：1万8,000円×課徴金納付命令件数						
		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	合計
	費用(円)	1万8,000	34万2,000	36万0,000	30万6,000	27万0,000	129万6,000
<ul style="list-style-type: none"> 調査にかかる1件当たりの費用：1万8,000円＝1,500円（1時間当たりの労働費用）×3名（1件当たりの平均対応人数）×4時間（1件当たりの平均所要時間） 労働費用：1,500円＝23万1,500円（令和3年4月俸給表における本府省行政職係長（3級1号俸）俸給月額）÷20日（1か月間の営業日）÷7時間45分（1日当たりの業務時間） 							
② 課徴金の徴収業務に係る費用	② 算出方法：4,500円×課徴金納付命令件数						
		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	合計
	費用(円)	4,500	8万5,500	9万0,000	7万6,500	6万7,500	32万4,000
<ul style="list-style-type: none"> 徴収業務1件当たりの費用：4,500円＝1,500円（1時間当たりの労働費用）×1人（1件当たりの平均対応人数）×3時間（1件当たりの平均所要時間） 労働費用：1,500円＝23万1,500円（令和3年4月俸給表における本府省行政職係長（3級1号俸）俸給月額）÷20日（1か月間の営業日）÷7時間45分（1日当たりの業務時間） 							

【事後評価】行政費用が実績値により金銭価値化・定量化されている事例

(続き)

- ⑱ 国土交通省：港湾協力団体制度の創設（港湾法第41条の2～第41条の6）（緩和）
 （港湾法の一部を改正する法律（平成28年法律第45号））

○ 規制の概要

港湾の管理等に係る活動を行う民間団体について、港湾管理者の指定を受けたものを港湾協力団体として法的に位置づけ、港湾協力団体が業務として行う国土交通省令で定める行為に関し必要となる港湾法第37条の港湾区域内水域等の占用の許可について、港湾協力団体と港湾管理者との協議が成立することをもって、当該占用の許可があったものとみなすこととする。

費用要素	算定方法
① 港湾協力団体の指定に要する費用 ② 協議への対応に要する費用	単価：① 22,840円＝2,855円×8時間×1人 ② 5,710円＝2,855円×2時間×1人 対象数：43団体（港湾協力団体制度の創設後、令和3年9月末時点までに指定された団体の数） ・担当者の時給：2,855（円/時間）÷400,860円（地方公務員（一般行政職員）の給与月額合計）÷140.4時間（月間総労働時間（事業所規模30人以上）） ※ 地方公務員（一般職員）の給与月額合計については、総務省「地方公務員給与実態調査」（令和2年）、月間総労働時間については、厚生労働省「労働統計要覧」（令和2年）による。

- ⑲ 国土交通省：共通構造部型式指定制度の創設（第75条の2）（緩和）
 （道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成27年法律第44号））

○ 規制の概要

- 国土交通大臣は、車枠又は車体及びその他の道路運送車両法第41条第1項各号に掲げる装置の一部から構成される自動車の構造部分であって、複数の型式の自動車に共通して使用されるもの（以下「共通構造部」という。）をその型式について指定することとする。
- 型式の指定を受けた共通構造部は、道路運送車両法第75条の自動車の型式指定の審査において、保安基準に適合しているものとみなすこととする。
- 型式の指定を受けた共通構造部には特定の表示を付することができることとし、何人も、同表示又は紛らわしいものを付してはならないこととし、これに違反した者には罰則を科すこととする。

費用要素	算定方法
共通構造部の型式指定に要する審査コスト	単価：10,432円（申請内容の審査に掛かる1回あたりの費用のうち、人件費） 対象数：約720件（平成27年以降、現在までに共通構造部の型式指定が実施された件数） ・10,432円＝2,608円/人（対応者の時給）×1人（対応する人数）×4時間（対応する時間数） ※ 対応者の時給は「デジタル庁における一元的なプロジェクト監理実施要領（2021年度（令和3年度））」（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）の行政機関労働単価より引用

【事後評価】効果が実績値により金銭価値化・定量化されている事例

⑳ 経済産業省：非リスト規制品目に関する輸出規制の対象国の見直し（緩和） （輸出貿易管理令の一部を改正する政令案）

○ 規制の概要

2016年4月、コートジボワールに対する武器禁輸等を内容とする制裁措置を解除する国連安保理決議第2283号が採択され、コートジボワールは国連武器禁輸国ではなくなったことを踏まえ、厳格な輸出規制の対象国からコートジボワールを削除するため、所要の国内法令（輸出貿易管理令）の改正を行う。

効果要素	算定方法
① 事前に許可を得るための作業コスト削減	① 約29,000円＝約2,900円×10時間 ・ 担当者の時給：約2,900円＝5,034千円（民間給与実態統計調査（国税庁、令和元年）の平均給与額（年間））÷1,734時間（労働統計要覧（厚生労働省）の年間総労働時間（実労働時間数）事業所規模30人以上） ・ 作業時間：10時間＝5時間×2名（担当者の人数）
② 輸出機会の増大	② 当該規制緩和による効果との因果関係を明らかにすることは困難であるが、我が国からコートジボワールへの輸出額は平成28年の55.4億円から令和3年の102.9億円へと増加した。

㉑ 国土交通省：都市公園における仮設工作物等に係る占用期間の上限延長（都市公園法施行令第14条第3号関係）（緩和） （都市公園法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第393号））

○ 規制の概要

公園管理者の許可を受けて都市公園に設けられる占用物件のうち、「非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物等」（以下「仮設工作物等」という。）について、占用期間の上限を6月から1年に延長する。

効果要素	算定方法
許可期間の更新を申請する頻度が年間1回減少することによる負担の軽減	364,344円＝3,572円×102件 ・ 1回当たりの申請に要する費用：3,572円＝2,381円＋1,191円 ※ 届出者及び上司の時給：2,381円＝4,128,000円（年間平均給与額（事業所規模30人以上））÷1,734時間（年間総労働時間（事業所規模30人以上）） 書類作成に要する費用：2,381円＝2,381円（担当者の時給）×1時間（申請書類提出に要する時間）×1人（担当者の人数） 確認に要する費用：1,191円＝2,381円（上司の時給）×0.5時間（確認に要する時間）×1人（上司の人数） ・ 仮設工作物等の設置件数：102件（令和元年度末都市公園現況調査）